【審3－1】

滋賀県市長会要望に係る要望事項の選定について

H28.7.21部長会議

1 要望事項候補について

(1) 新規要望候補

① 平成28年度国・県要望事項のうち、市各部局が県市長会要望への提出を希望されたもの
② ①の希望はなかったが、県市長会要望の選定要件を満たすもの

⇒ 新規要望（3件以内）を選定

(2) 継続要望候補

平成28年度国・県要望事項のうち、昨年度の県市長会要望の要望事項であったもの。
※ 滋賀県後期高齢者医療広域連合からの要望事項1件を含む。
⇒ 要望項目削除の有無を確認

(3) その他

平成28年度国・県要望事項のうち、(1)、(2)に該当しないもの。

2 留意点

(1) 要件の一部変更

県補助制度の拡充強化を求める要望事項も対象となった。

≪変更前≫ 補助制度の拡充強化**を求めるものではなく、**
制度・政策の創設・改善など重要な提案事項であること。

↓↓↓

≪変更後≫ 補助制度の拡充強化**のほか、**
制度・政策の創設・改善など重要な提案事項であること。

(2) 国施策に関する要望事項について

国施策に関する要望事項は原則として県市長会要望の対象外とする。
※近畿市長会要望の要望事項として整理する。（H29.1月照会予定）

3 今後の予定

選定された要望事項の担当所属に対して、企画調整課から要望書作成を依頼する。
※ 提出期限 ： 7月26日（火）17時